

# 平成 2 5 年第 7 回教育委員会

## 定例会会議録

平成 2 5 年 7 月 1 0 日

東久留米市教育委員会

## 平成25年第7回教育委員会定例会

平成25年7月10日午前9時35分開会

市役所6階 602会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
  - (4) 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について
  - (5) 東久留米市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
  - (6) 諸報告1
    - ①公共施設使用料の見直しについて
    - ②平成25年第2回市議会定例会について
    - ③「平成25年度（平成24年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」について
    - ④第1回特別支援学級開設準備委員会について
    - ⑤第1回学校給食運営協議会について
    - ⑥給食食材の放射性物質検査の結果について
    - ⑦平成25年度就学相談実施要領について
    - ⑧平成25年度夏季休業中の指導室事業について
    - ⑨東久留米市教育振興基本計画について
    - ⑩その他

---

### 出席委員（5人）

委員 長 井 上 敏 博	第一職務代理 矢 部 晶 代
第二職務代理 松 本 誠 一	委 員 尾 関 謙 一 郎
教 育 長 永 田 昇	

---

### 東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長 東 淳 治	総 務 課 長 林 幸 雄
指 導 室 長 加 納 一 好	学 務 課 長 稲 葉 勝 之
生涯学習課長 山 下 一 美	主 幹 傳 智 則 (国体担当)
図 書 館 長 岡 野 知 子	統括指導主事 末 永 寿 宣
指 導 主 事 大久保 順 子	指 導 主 事 宮 沢 英 輔
財 政 課 長 下 川 尚 孝	

---

### 事務局職員出席者

庶務係長 鳥 越 富 貴

### ◎開会及び開議の宣告

(午前9時35分)

- 井上委員長 これより平成25年第7回教育委員会定例会を開会します。本日は全員出席であり、会議は成立しています。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めています。
- 

### ◎会議録署名委員の指名

- 井上委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の署名は松本委員にお願いします。
- 松本第二職務代理 承知しました。
- 

### ◎会議録の承認

- 井上委員長 5月15日に開催した第5回定例会、5月20日に開催した第4回臨時会、6月3日に開催した第6回定例会、及び6月7日に開催した第5回臨時会の会議録をご確認いただきましたが、内容についてはよろしいですか。異議なしと認め、いずれの会議録も承認されました。
- 

### ◎議案の追加・会議の進め方

- 井上委員長 日程第2に入る前に、事務局から追加議案の説明があります。
- 林総務課長 「議案第51号 東久留米市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を追加議案としてお願いします。
- 井上委員長 ただ今の件、ご了解いただけますか。異議なしと認めます。
- なお、諸報告についても人事案件ほか数件の追加があります。報告順序ですが、人事案件は非公開となるため、教育部長、指導室長、総務課長以外は退席とさせていただくために最後とし、公共施設の使用料については財政課長が説明においてになるため最初とさせていただき運びをお願いします。それでは新しい日程をお配りします。

(新しい日程の配付)

---

### ◎傍聴の許可

- 井上委員長 傍聴の方はいらっしゃいますか。
- 東教育部長 いらっしゃいません。
- 井上委員長 おいでのになりましたら人事案件終了後にお入りいただきます。
- (公開しない会議を開く)  
(公開しない会議を閉じる)
- 

### ◎議案第50号の上程、説明、討論、採決

- 井上委員長 日程第4、「議案第50号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。
- 永田教育長 「議案第50号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」、上記議案

を提出する。平成25年7月10日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、教育長職務代理者の教育部長以下の順位を定める必要があるためです。詳細については総務課長から説明します。

○林総務課長 2枚目裏面の新旧対照表をご覧ください。教育長に事故があるとき、また、欠けたときの職務代理の規定になります。現在は「教育部長」となっていますが、教育部長に事故があるとき、また、欠けたときについて「教育部参事」がその職務を代理するという規定を新たに入れるものです。

○井上委員長 何か伺うことはありますか。

○矢部第一職務代理 新旧対照表の改正案の欄の「2 教育部長に事故があるとき又は欠けたとき」の「欠けた」が平仮名になっていました。後ほど訂正をお願いします。

○井上委員長 ほかになければ質疑を終了し討論に入ります。特に意見交換をしておく必要はありますか。なければ討論を省略して裁決に入ります。「議案第50号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員賛成であり、よって、議案第50号は承認することに決しました。

---

#### ◎議案第51号の上程、説明、討論、採決

○井上委員長 日程第5、「議案第51号 東久留米市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。

○永田教育長 「議案第51号 東久留米市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」、上記議案を提出する。平成25年7月10日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、学校教育法第37条第2項に基づき平成26年4月1日付で指導教諭の職が設置されることに伴い、規則の改正をする必要があるためです。詳細については指導室長から説明します。

○加納指導室長 学校教育法第37条第2項に基づき、平成26年4月1日付で指導教諭の職が設置されることに伴い、東久留米市公立学校の管理運営に関する規則（平成24年東久留米市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正します。第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に「（指導教諭） 第8条の2 学校に指導教諭を置く。2 指導教諭は、児童・生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う」を加えます。なお、この規則は平成26年4月1日から施行します。

○井上委員長 何かお伺いすることはありますか。特になければ質疑を終了し討論に入ります。特に意見交換をしておくことはありますか。なければ討論を省略し採決に入ります。「議案第51号 東久留米市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員賛成であり、よって議案第51号は承認することに決しました。

---

#### ◎諸報告1 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

○井上委員長 日程第6、諸報告1に入ります。本日はお忙しいところ、財政課長にご出席いただきました。最初に、財政課長から「①公共施設使用料の見直しについて」の説明をお願いします。

○下川財政課長 お手元には資料として、検討経過等を示したもの、各施設の条例及び施行規則ほ

か何点、別冊で「公共施設使用料のあり方検討委員会報告書」をお配りしています。資料に基づきご説明します。

初めに、公共施設使用料の見直しについての経緯をご説明します。この見直しは、市の行財政改革アクションプラン及び施政方針などに掲げる事項の一つになります。これに基づき平成23年12月に市長から調査検討依頼を受け、財務部財政課が事務局となって、市民、各利用団体、学識経験者等で構成される「東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会」を設置し、検討を重ねてきました。検討事項は使用料金に関する事及び減額免除に関する事などです。同委員会から、昨年8月に本日お配りしている報告書が市長へ提出されました。この報告書は提出直後に庁議へも報告し、その後、広く市民に公表しています。

本日は改めてこの報告書の概要、各施設に共通する具体的な事項の取り扱い、さらに、各担当所管をメンバーとする庁内会議での統一的な見解についての報告を行います。

それでは、資料の「東久留米市公共施設使用料の見直しについて」をご覧ください。ここには検討経緯を記載しています。次のページは各施設の条例及び施行規則の一覧です。教育委員会に關係する施設は小中学校施設、スポーツセンター、生涯学習センター、青少年センター、テニスコート、運動広場、ゲートボール場、野外訓練施設、野球場になります。

次は、報告書における使用料見直しのポイントになります。1点目は「会議室やホールの料金単価」になります。これは施設ごとに個別にではなく平均単価を用いるという結論になりました。

○林総務課長 ただ今、財政課長がご説明しているのは「共通事項の取りまとめ」という資料になります。前回お配りしていた「共通事項の取りまとめ」は後半の内容に誤りがあったため差し替えさせていただく予定でしたが、その差し替えをお配りしていませんでした。資料をご用意しますのでお時間をいただきます。

○下川財政課長 資料が準備でき次第、改めてご説明します。

○井上委員長 ここで暫時休憩を取ります。

(午前9時35分休憩)

(午前9時40分再開)

(資料の配付)

○井上委員長 再開します。それでは続けてお願いします。

○下川財政課長 資料の「共通事項の取りまとめ」の「2 報告書における使用料の見直しのポイント」をご覧ください。「原価」については、総コストの算出の観点から現行の経常的な維持管理費に加えて減価償却費と土地借上料を算入すべきとの結論に至っています。生涯学習センターなどのホールについては現行料金に人件費が算入されていないので、含めるべきとされました。また、「共通業務運用指針に示す公共と受益者との負担の割合」についても検討しました。「公共施設の利用は『選択的』で『私益性』が強い」ということで、現行同様、全て受益者負担とすることが妥当とされました。「3 体育施設について」をご覧ください。対象はスポーツセンター、青少年センター、わくわく健康プラザ体育室、学校の開放施設になります。これも総コストの観点から、使用料の原価の算出の方法として、減価償却費などの経費も含めて見直すことになりました。ただし、この料金設定をする際、現行料金と大きな乖離が発生する場合には利用率の低下を招かないような措置を講ずることが一定条件として付されています。「4 無料施設について」をご覧ください。これは本検討委員会への諮問とはされていませんでしたが、「検討委

員会の中で無料施設についても検討すべきである」と判断し、検討しています。対象は運動広場、ゲートボール場、白山調整池、野外訓練施設、地区センター内の浴場です。公平性の観点からさまざまに検討した結果、「白山調整池以外については有料化の方向で検討すべき」という結論に達しています。「5 減額・免除について」をご覧ください。利用する人とならない人の公平性の観点を基本として、検討しました。減額や免除はあくまでも特例扱いという基本的な考えの下、利用者の経済的負担の配慮と地域社会に貢献し公共性の高い活動への配慮を踏まえ、減額・免除規定の基本的な考え方が示されました。「主催」については、市の主催の場合は「免除」とし、市内の全施設を統一化します。指定管理者の主催も同様の扱いとします。「公益」については、官公署の利用については全施設統一で「免除」とします。福祉対策関係団体等については、老人・母子・児童福祉法の各対策に関連する団体については、現在の「免除」から統一で「減額」への見直し、身体障害者等については、法に基づいて「経済的負担の軽減」から「免除」として全施設統一化を図ります。社会教育関係は二つの規定に統合整理し、「教育委員会が認める文化団体、スポーツ団体の連合組織」が行事や大会に使用するときは「免除」に統一します。普及活動に使用するときは現行の「免除」から「減額」への見直しを行います。法律に基づく場合については全施設「免除」で統一します。現行で、「市長や教育委員会が特に認めたとき」の規定がそれぞれありますが、「公共性の高い活動については免除する必要がある」ということからその活動を具体的に記載することが付されました。そのほか、「6 見直しの周期について」は4年周期とし、「7 公共施設等整備基金について」は、この基金は公共施設の老朽化や維持管理費用の確保の面から基金に使用料で積み立てを行い、その用途を明らかにすべきという結論となりました。「8 激変緩和措置について」は、「見直しの際には市民への影響を配慮し、算定結果が現行と乖離している場合については激変緩和措置を講ずること」が示されました。

この報告書で示された考え方にに基づき、昨年10月から庁内会議を開催し、共通事項等についてさらに具体的に検討を重ねてきました。「庁内調整会議で決定した事項」をご覧ください。

「1 単価の設定」ですが、会議室は現行の5.5円から5.42円へ、ホールは現行の8.0円から7.86円へ、テニスコートは現行の200円から378円へ、これは端数を切り上げて400円となります。野球場は現行600円ですが、算定した結果が605円になるため600円そのまま据え置きます。「2 減額率について」ですが、現行同様、使用料を減額する場合には減額率を50%とします。「3 使用料の端数の取り扱いについて」は四捨五入とすることにしました。「4 減額・免除基準に基づく対象団体」は老人福祉法に基づく老人福祉対策について関係団体が使用する場合、対象団体は①②になります。この場合は減額で決定しています。母子及び寡婦福祉法による場合も同様に減額します。児童福祉法による場合についても同様に減額になります。障害者基本法による場合は統一的に免除の決定をしています。裏面の表、「施設利用基準」をご覧ください。現行の施設利用の基準は各施設でまちまちな部分もあるため、共通的な整理を行いました。「5 激変緩和について」ですが、この措置を行う場合は1時間単位で改定率の上限を決定しました。1,200円の事例をご覧ください。改定率の上限を40%と決めましたので、再算定後の使用料は1,800円になります。上限額は1,680円になるため、激変緩和後の料金は端数を切り捨てて1,650円になります。続いて、次のページの使用料が無料から有料になる場合の基準をご覧ください。「緩和率」も定めています。算定後の料金が250円となった例をご覧ください。緩和率は20%になるので50円が緩和額になりますので、激変緩和後の料金は200円になります。「6 備品等の減額免除について」をご覧ください。

備品等の減額免除については、施設使用料で決定する減額免除の規定に準じるものとするようになります。「7 新料金の適用について」は施行日以降の使用申請のものから新料金を適用するというので決定しています。

最初のページにお戻りください。本日10日の教育委員会定例会終了後から、市長部局も同様ですが、各所管により関係団体等への説明に入り、情報提供を行っていくことになっています。その後、9月の第3回市議会定例会に公共施設の条例改正案を提出する予定です。

○井上委員長 詳細なご説明をいただき、ありがとうございました。

検討委員会の報告からこの間の議論、さらに新しい条例案の改正に向けて準備されていることなど、資料を丁寧にご用意いただきました。改めて私どもは内容を確認し、9月の市議会定例会に向けて準備をさせていただきたいと思います。限られた時間ですが、ただ今のご説明について財政課長にご質問があればお出し願います。

○松本第二職務代理 特にテニスコートの改定の幅が大きく、料金が倍になる理由は何ですか。

○下川財政課長 テニスコートについては、平成23年度決算の維持管理費等を基に算出しています。原価の部分が增加していますが、土地借上料が影響していると考えています。

○尾関委員 9月の市議会定例会で議案が通った場合、実際に適用されるのは平成26年4月からになりますか。

○下川財政課長 現時点では、「喫緊に関係団体等への説明に入っていく」と、議会で答弁しています。施行日についてはまだ決定していません。「まずは説明に入っていく」という段階です。

○尾関委員 要望ですが、議会で決まりましたら周知についてはいろいろな形で広く行っていただきたいと思います。

○矢部第一職務代理 減免・免除規定の見直し案について伺います。「社会教育関係は二つの規定に統合整理する」となっていますが、「教育委員会が認める文化団体、スポーツ団体の連合組織」と書かれている部分について、パブリックコメントで質問があったと報告書に書かれています。「もっときっちり決めるべきである」「曖昧である」というご指摘についてはどのように判断されるのですか。

○山下生涯学習課長 社会教育関係の減免の基準についてはこの規定を設けるほか、施設ごとの設置目的に照らし現状使用になっている事例等を踏まえ、もう少し掘り下げた基準になると考えています。

○矢部第一職務代理 私からも、議会で決定された後は使用者の方に分かりやすく改定内容についてお知らせいただければと思います。混乱のないようにお願いします。

○井上委員長 以上で質疑を終了します。財政課長におかれましてはご多忙の中ご出席いただき、ありがとうございました。ここで財政課長は退席されます。

(下川財務課長退席)

○井上委員長 続いて、「②平成25年第2回市議会定例会について」の説明をお願いします。

○東教育部長 前回、6月3日に開催された第6回の教育委員会定例会では翌6月4日から6月25日までの22日間の会期日程、提出予定議案の件名及び内容、一般質問の届け出順及び内容、「請願第55号 五小通りをはじめとした通学路の安全対策を確実にを行うことを求める請願」などの内容について報告しました。そのほか、5月28日開催の議会運営委員会における教育委員の選任についてのやり取り、議会運営委員長から市長宛てに出された要望の内容及び行政報告などについても報告しています。本日は6月の市議会定例会の経過及び

結果報告について、私からは一般質問と請願の審議状況等について報告し、続いて、教育長から教育委員の任命について報告します。

それでは資料の「平成25年第2回定例会付議案件及び結果」をご覧ください。議案は第44号から第55号までの12件で、第44号から第48号までは6月4日付で即決となっており、それぞれ承認及び原案可決となっています。議案第49号から第55号までについては、6月25日の議会最終日にそれぞれ議決結果が出ています。第49号から第51号までは原案可決、第52号及び第53号は否決、第54号は原案可決です。第55号は平成25年度一般会計補正予算（第3号）ですが、こちらは議案第52号及び第53号が否決されたことに伴い、修正可決となったものです。

6月13日の厚生委員会において、「東久留米市児童保育運営費徴収条例の一部を改正する条例」及び「東久留米市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例」が提案されましたが、少子化対策を総合的に審議する新たな子ども・子育て会議において、負担と受益の観点から総合的に見直しを行うことが求められ、現段階での改定は見送るべき、否決すべきものとされたことに関連し、それぞれ保育運営費、保護費負担金及び学童保育所に係る補正額を削減する必要があるということで、これらを削減した形で修正可決されました。

意見書案及び決議案についてはそれぞれ議決結果のとおりですが、「決議案第5号 教育行政に対し無責任な東久留米市長馬場一彦君に猛省を求める決議」は教育委員人事に関係するもので、後ほど、こちらの内容も含めて教育長から報告させていただきます。

請願は第29号から第55号までありますが、教育委員会に関するものは「請願第55号 五小通りをはじめとした通学路の安全対策を確実にを行うことを求める請願」の1件です。請願は6月17日の文教委員会で審議されました。教育委員会としては「通学路の安全については国から学校、警察、道路管理者が連携・協働して通学路の緊急合同点検を行う通達が出ており、24年度に実施している。本市においても小学校13校から安全点検の状況報告があり、41個所について対策が必要であると判断し対策を講じるとともに、点検状況を当局に報告している」と報告しました。その後、質疑が交わされ、要望・意見等が出されました。主たる質疑としては「イオンモールのオープン後に交通量が増えて車の流れが変わってきたが、対策の時期や方法について」「荷さばき車輛の安全対策や周辺の安全対策について」「交通渋滞について」「これまでの安全対策についての教育長の評価は」などでした。意見・要望等としては「ガードレールも含め、安全確保に取り組むことを強く求める」「安全対策について、市はこれまでやるべきことをやっている。残された課題にしっかり取り組んでもらいたいので本請願には反対する」「五小通りにかかわらず、市内全域の安全対策を進めるべきなので本請願には反対する」「イオンモールを誘致した市が通学路の調査を行い安全対策を早急に行うことを求めて、本請願には賛成する」などの意見が出されています。以上のような意見等が出され、委員長が採決を行ったところ可否同数となり、委員長の採択により文教委員会では不採択とすべきものと決せられました。最終日においても討論で採択すべきとの意見もありましたが賛成は挙手少数であり、不採択となっています。

続いて、「一般質問答弁概要（教育委員会関係）」をご覧ください。質問項目は前回の教育委員会でお知らせしていますので、答弁内容については後ほどご覧願います。主な内容は通学路の安全対策、給食のアレルギー対策、子どもの貧困、スポーツ祭東京、スポーツ振興、教育振興基本計画、学校図書館の充実、英語教育、小学校給食調理委託、コミュニティ・ス

クールの導入の可能性、就学援助費の関係等々についてです。

なお、資料の最後に緊急質問の内容を掲載していますが、議会最終日に教育委員の人事に関する緊急質問が行われました。4人の議員から質問が出されていますが、教育委員会委員の人事と併せて、教育長から報告させていただきます。

○永田教育長 初めに、議会運営委員会委員長の野島委員のお名前が入った文書をご覧ください。前回の教育委員会で若干ご説明しているので重複する部分があります。5月28日の議会運営委員会において、それまで市長が「教育委員会委員の選任の議案を追加で提出する」としていたものを「任期中は見送る」と発言したために紛糾しました。また、市長が考えを改めなかったため、議会運営委員会として、法律に基づいて選任に向け努力するよう要請し、議会最終日である6月25日までに回答するように求めた文書です。

次の資料は、教育委員会で市長に提出した6月3日付の「東久留米市教育委員会委員の任命について（重ねてのお願い）」です。これは6月3日の教育委員会において委員の総意で市長に宛てて出したものです。

続いて、一般質問についてですが、ただ今教育部長が報告したものは教育委員会関係だけになります。実際には何人かの議員が教育長、教育委員の選任についての質問を行っています。このことは教育委員会が関知していませんので市長が答弁していますが、まだ議会の議事録が出ていませんので省略させていただきます。

続いて、「教育長の役割と欠けた場合の支障」という文書をご覧ください。一般質問の最終日に、共産党の村山議員から、市長の「選任の議案を任期中は見送る」との繰り返しの答弁に対して、私に対しての「教育長の役割と欠けた場合の支障について」の質問について私が答弁した内容です。この中で、「『教育委員会委員の欠員』ということでは、昨年12月、そしてこの議会で市長は同じ誤りを繰り返している。今回は教育長を自分（市長）の任期中は置かないと発言し、二重、三重の誤りをしていると指摘せざるを得ない」と申し上げています。昨年12月22日開催した臨時教育委員会に市長はおいでになり、「（欠員という状況について）不自由な状態をおかけして申しわけない。こういったことは二度と起こさない」ということをおっしゃっていましたが、今回も同じ誤りを繰り返している」ということも申し上げました。

さらに、今、国を挙げての教育再生実行会議において、教育委員会制度も含めて議論されています。地域関係者が総がかりで学校を支援しようとしています。「教育再生」とは子どもたちが夢を実現する意志を持って、自分たちの道を歩んでいけるよう手助けする営みです。こういう国の大きな動きがありながら、馬場市長による教育委員会制度を蹂躪（じゅうりん）する対応は、学校を支援することや子どもたちの夢を実現することを悖（も）とるものであり、教育そのものを危うくする以外の何物でもない。現在、本市の教育委員会は重要な時期にある。教育振興基本計画や議会に毎年報告している施策の点検評価報告書をまとめなければいけない時期であり、また、来年度に向けた教育目標や教育方針の策定も始まってきます。さらに、来年度の教職員の人事異動も、これは6月12日の都教委の管理主事訪問から始まっていますが、教育長がいないということについては大変大きな影響が出るということを申し上げています。後ほどお読みください。

続いて、「平成25年第2回市議会定例会（6月25日）緊急質問での答弁」をご覧ください。5月25日の議会運営委員会で、市長に対し、「6月25日までに市長の責任を果た

しなさい」との申し入れがありました。しかし、6月25日の議会運営委員会でも市長の態度が変わらなかったため、最終日は午後4時まで議会が開催されませんでした。結果的には午後4時ごろ、緊急質問を行うということで議会が動き出しました。緊急質問は答弁概要の最後にあるとおり、4人の議員さん行っています。最後に質問した津田議員から、私が答弁を求められましたのでお答えしています。それがこの文書の内容です。正式な議事録がまだできていませんので「概要」としてしています。実際には省略して発言している部分があるかもしれないかもしれませんがご承知願います。

緊急質問では津田議員の前に3人が質問しており、それに対する市長の答弁がありました。教育委員会からすれば大変怒りを覚える答弁でした。「『教育委員会にご不自由をおかけします』と、この場で言うこと自体が言語道断である。われわれ教育委員会は誰のために教育を行っているのか。最大の目的は子どもたちをいかに育てるかということであり、子どもたちを育てるための組織が教育委員会である。その観点を全く忘れた答弁を堂々とされていること自体が許しがたい。また、「欠員」ということについて、市長は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条ではなく第20条を前提にしているが、法律上は第4条で5人を前提としており、これは5人を任命しなければならないということである。それが首長の役割である。しかし、任命したが事故等で欠けるなどの場合で、任命はしたけれども事故等で欠ける場合として想定したのが第20条であり、最初から置かないことを前提とした第20条の法律論は論外である。この第4条に基づいて5人を任命するのが市長の役割である。また、答弁の中で、市長は先ほど来、見通しが立つとか立たないとか言われているが、教育委員会委員の任命は見通しが立つ立たない以前の問題であり、見通しを立てるのが市長の役割である。この役割が果たせないのならば何のための首長なのか。法律どおりに行っていたきたい」と申し上げました。最後に、「昨年12月にも教育委員会の置かれているさまざまな状況について、さらに、教育委員会委員が欠けることの問題の大きさについて、市長に申し入れを行った。市長は教育委員会においでになり、『こういった事態は二度と起こさない』と約束された。しかし、再三こうした同じ誤りを起こし平然とされていること自体、教育委員会のみならず、教育委員会の最大の役目である子どもを守る（育てる）という視点を市長はどこにお持ちなのか、私は非常に疑問に感じている」と答弁して終わっています。

津田議員の緊急質問で終わった後、「教育行政に対し無責任な東久留米市長馬場一彦君に猛省を求める決議」が提出されています。ある新聞によると賛成者は野党7会派になっていますが、会派の代表が署名していますので、署名議員は7人です。採決したところ、間宮議員のみが反対で、議長を除く20人の賛成で可決されています。

その新聞記事をお配りしていますが、6月25日に記者が見えていたため7月2日の記事になっています。記事の概要はコンパクトにまとまっていますが、経過については概ねそういうことで良いと思います。

○井上委員長 市議会定例会の経過、今回の永田教育長の後任人事の問題等について詳しくご報告いただきました。

教育委員会委員の設置は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に根拠がありますが、市長サイドは第20条を主眼において根拠を主張されているのですか。

○永田教育長 「職務代理者を置くことができるのだから」ということですね。だから「教育長を選任しなくても良い」という理論だったと思います。私は、「第20条は教育長がいる

けれども事故等があったときには職務代理者でも務まるということであり、市長の言うように、教育長を選任しない理屈を第20条に求めること自体が間違っている。第4条で5人を任命せよとあるのだから、先ず5人を置きなさい。それが市長の役割です。しかし、5人は任命しているが、事故があったときには第20条で職務代理ができますということですから、最初から職務代理者を念頭に置いた法律論は論外です」と申し上げました。市長のように解釈している人もいるのかもしれませんが、今回の議会の市長に対する決議からしても、議会では一人を除いて、私と同じ解釈をされていると認識しています。

○**松本第二職務代理** 今回の件は私もおかしいと思っています。教育委員会としてできることではないわけですね。市長が提案してくれないことには欠員の状態になってしまう可能性が高いわけですが、教育委員会として、この現状を認めるということではなく、お願いとしか言えないのかもしれませんが、もう一度、「欠員がない状態にしてほしい」と申し入れをするべきだと思います。

○**永田教育長** 独立行政機関ということでは監査委員も選挙管理委員会委員もそうですが、議会の同意が必要ではありますが、委員を提案できるのは市長だけの権限です。

教育委員会は一人欠けてもいいという理屈ならば、同じく選挙管理委員会も欠けてもいいということになります。選挙管理委員会は「選挙は公平に行わなければならない」ために必要であり、われわれ教育委員会は「公正中立な立場で教育行政を行わなければならない」ためにそれぞれ独立行政機関として設置されているわけです。「探したけども人が見当たらないので任期中は見送ります」ということが、果たして選挙管理委員会に対しても言えるのか。言えないと思います。独立行政機関のそれぞれ持っている人数の枠から欠けた場合は公平性も中立性も危うくなるわけですから。今までは欠けたことはないと思います。教育委員会だけがなぜ欠けてもいいのか。理屈になりません。「(そういう状況は)ほかの市でもあるから」ということですが、26市で今まで教育長が不在であった市がこの7月から教育長が選任されたことを言われているのかもしれませんが。いかなる事情で欠けていたのかは分かりませんが、「置かない」としていたのではなく、置く努力はされていたと思います。7市の教育長会や26市の教育長会で教育長職務代理者の方とも話しをしますが、「職務代理者は教育委員会委員ではないので特例法の適用もなく、実務を行うにしてもかなり厳しい」と言われていました。特に、教職員の人事の事務、異動や業績評価が始まってくると指導室長の役割がかなり大きいわけですが、教育長同士、教育長と東京都教育委員会、教育長と学校長との関係などは指導室長との関係を越えたところにあるものです。職務代理者が担うにはかなり難しいものです。

私が一番懸念しているのは、業績評価によって給与に格差がつく問題です。教育長が最終的な評定者であれば、校長も教育長が最終的な決定権者だということなので納得はされるでしょうが、職務代理者になる方には失礼ではありますが組織上で申し上げておきたいのは、そこで評定されて給与に差が出た場合や人事の問題などの結果について、その立場で受け止めるのは大変厳しいと思います。このことは職務代理者を経験した方も言われていました。私としては、今後、学校がどのように収まっていくか大変懸念しています。

私の任期は7月31日までですので、松本委員がおっしゃるように市議会や教育委員会の見解を踏まえた上で、もう一度皆さんの総意で文書を出すということならばお出しになっておいたほうが良いのではないかと思います。市長は「任期中は置かない」という考えを改め

ていないわけですから、それを黙認すると教育委員会が容認したことになりますので、出しておいたほうが良いと思います。

○井上委員長 教育長がおっしゃられたように、市教育委員会における教育長は都道府県任命の教職員の人事行政に大きくかかわっています。これは地方教育行政ではなく、特例法の中に明確にあり、一般行政の人事と違って都道府県教育委員会の教育長を中心に選考するということがあります。その教育長の選考とかかわって、市の教育長が人事の具申をすることができるわけです。市教育委員会の教育長は地方教育行政の根幹にかかわる制度のところを担っていただいています。市長の理解は自分の裁量権の範囲で考えられていると思います。ごく短期間の職務代理ということは病気等いろいろな理由であるとしても、数カ月にわたっての職務代理は納得できるものではありません。教育長は市長部局との連携の要であり、また、教育委員会事務局を統括する立場でもあり、その教育長が不在という事態は非常に大きな懸念や心配の材料で、保護者や市民の心配にもつながってくると思います。

ついては、再度、われわれ委員で意見交換をした上で、市長に申し入れをしたいと思いません。6月の市議会定例会は終わりましたが、この件については引き続き市議会でも連携していただき、より早い対応で後任人事の件を進めていただければと思います。

○尾関委員 問責決議については市議会では賛成多数、一人の方を除いて賛成されたという決議が出された後、市長からのアクションは何もないのですか。

○永田教育長 何もありません。前回の12月議会では議員のどなたからか「教育委員会に対して事情を説明する必要があるのではないか」と迫られたため、12月22日の教育委員会臨時会に来られたのだと思います。今回は議会からはそのことを言われなかったため、説明に来ることは考えていないのだらうと思います。いまだかつて、市長からは「教育委員会に説明に伺いたい」とは言われていません。教育委員会に対してそういうことで良いのか、かなり疑問に思います。

○尾関委員 個人の意見ですが、先ずこういう決議が出た後は議会に対してもそうですが、当該の教育委員会に説明なり何なり行うのが常識だと思います。こちらから意見も言うのも必要ですが、先ずは説明を求めることが必要だと思います。

○井上委員長 各委員のご意見も含め、この後、検討させていただきたいと思いません。この件は以上にとどめます。

続いて「③平成25年度（平成24年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」の説明をお願いします。

○東教育部長 6月18日に行った有識者を対象とした視察及び説明会の内容について報告します。報告書の48ページをご覧ください。6月18日（火）の午後、説明及び視察を行いました。当日は午後1時半から1時間程度、第二小学校の第2学年から第6学年までのクラスの授業を視察していただきました。視察には指導室長が随行していますので、後ほど報告させていただきます。視察後の午後3時から、市役所の会議室で報告書の説明を行いました。先ず、私からは昨年度との大きな変更点を、続いて、各課長からはポイントとなるところを幾つか説明し、その後、4時半ぐらいまで、先生方からの質問やご意見を伺いました。

本来であればそのご指摘の内容は今回の評価で書かれるべきかと思いますが、先生方からは「できることから今回の報告書に反映してもらいたい」とのご意見もありましたので、お手元に配付しました報告書のとおり、幾つかの内容を反映させていただきました。

幾つかご紹介いたします。13ページをご覧ください。授業公開の説明文中、「延べ1万人以上に公開した」という記述がありましたが、もう少し詳細に説明できないかのご指摘がありました。そのため一覧表を加えてあります。15ページをご覧ください。三つ目の二重丸にビデオ教材の貸し出しの記述があります。内訳についての説明を入れたほうが良いというご指摘があり、こちらにも表を加えました。22ページをご覧ください。中段の今後の方向のところに「教科別授業研究を行った」とありますが、ここも具体的な教科別の教員の参加人数を示したほうが良いというご指摘があり、表を加えました。42ページをご覧ください。こちらについてはご指摘を受け、内容を全面的に改めました。43ページをご覧ください。「図書館が科学技術の推進に関する事業を行うことはとても良い」と評価されました。さらに、写真と科学技術コミュニケーション推進事業の説明もあつたほうが良いということで、加えています。

それぞれの有識者の先生方からの評価は、7月26日までにお送りいただけることになっています。届き次第、その内容は教育委員の皆様にお知らせします。

○加納指導室長 視察について報告します。6月18日の午後1時半から、第二小学校の授業を見学していただきました。当日は1年生が午前授業であったため、第2学年を2学級、第3学年から第6学年までを1学級ずつ、全部で6学級の授業をご覧くださいました。どの学級でも一生懸命勉強する子どもたちの姿を見ることができました。中でも、ベテランの教員の指導力について、先生方から特に高い評価を受けました。その後、校長室において、校長先生から学校の現状等についての説明を受け、視察を終了しています。

○井上委員長 宮下先生と鳩貝先生には、今回、市内の学校を直接見ていただき、説明会も開催していただきました。点検評価報告書の策定についてはわれわれも相当力を入れて改善に努めてきていますが、貴重なご指摘をいただき、より良いものができつつあると思います。今後のスケジュールとしてはどうなっていますか。

○東教育部長 先ほどの有識者のご意見も加え、次回の第8回定例会に議案として上程し、9月には議会に報告し、HP等で広く周知していきます。なお、8月以降は平成26年度（25年度分）の報告書の新しいフォーマットづくりをスタートさせていただきたいと思っています。こちらは大変な作業になりますが、併せてよろしくお願いします。

○井上委員長 この件は以上にとどめます。続いて、「④第1回特別支援学級開設準備委員会について」の説明をお願いします。

○稲葉学務課長 資料をご覧ください。特別支援学級開設準備委員会の設置目的ですが、平成26年度から久留米中学校及び西中学校における特別支援学級の開設に当たり、教育課程など必要な事項を検討するためです。取り組み内容は教育課程や使用教科用図書に関する事、学級編制に関する事、学級の名称に関する事、通学区域に関する事、その他環境整備に関する事、前5号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項となっています。

委員会の組織ですが、教育部長、教育部参事、教育部総務課長、学務課長、指導室統括指導主事、久留米中学校長、西中学校長を委員とし、委員長は教育部長です。この下に二つの作業部会を置きます。今後の計画案ですが、5月13日に開催した第1回開設準備委員会での検討事項の確認を踏まえ、既に作業部会での検討も進んでいます。

○井上委員長 何か伺うことはありますか。

○矢部第一職務代理 新設される通級の難聴学級は、現在、他市に通われているお子さんがた

くさんいるということで設置されるわけですが、実際に新年度から通われるのは何人ぐらいいますか。

○稲葉学務課長 小学校の難聴学級は「きこえの教室」として第六小学校に25年度から開設していますが、在籍しているお子さんは9人で、そのうち6年生は2人います。この方が中学校に入学する時に開設されればそちらに通級してもらえることになっています。

○井上委員長 現在、特別支援学級で使う教科用図書の採択に向けて準備を進めていただいています。7月25日はそのための準備として協議会も開催されますので、よろしくお願ひします。この件は以上にとどめます。続いて、「⑤第1回学校給食運営協議会について」の説明をお願いします。

○永田教育長 尾関委員はこの後の予定がありますので、先一括して報告させていただいてよろしいですか。

○井上委員長 それではよろしくお願ひします。

○稲葉学務課長 学務課から⑤⑥⑦を続けて報告します。「⑤第1回学校給食運営協議会について」の報告をします。資料をご覧ください。第1回学校給食運営協議会を6月24日の月曜日の午後3時から4時10分まで、701会議室で開催しました。出席者は31人全員です。議題は座長・副座長の選出、小・中学校給食についてなどです。教育部長は公務のため欠席でしたので、私から挨拶を代読しました。座長は学務課長、副座長には南中学校の副校長が就任しています。当日は要綱の説明をした後、小学校給食については食育についての解説を、中学校給食については給食メニューの紹介をしています。1回目でしたので、今回は学校給食の事故報告及び給食食材の放射性物質検査の結果についての報告も行ったところ、東中学校の保護者と委託業者から質問がありました。内容は後ほど裏面をご覧ください。

続いて、「⑥給食食材の放射性物質検査の結果について」の報告をします。資料をご覧ください。これは保護者に配布した文書です。検査は6月17日と18日にかけて行いました。6月17日は19日に使用する食材について行っています。実施校は6月17日が小学校7校、6月18日は小学校6校と中学校です。いずれも全ての食材が検査機器の測定下限値である25ベクレル未満でした。保護者には6月20日付で報告をしています。

続いて、「⑦平成25年度就学相談実施要領について」ですが、資料として冊子をお配りしています。この資料は就学支援委員にお配りしたものです。平成25年度就学支援委員は設置小学校長をはじめ総勢55人の委員で構成されています。2ページをご覧ください。会議の回数ですが、平成25年7月1日から平成26年6月18日までの1年間で相当の回数の開催を予定しています。検討内容は保護者の申し出に基づく行動観察、医師の診察、就学相談の判定会等を経て、保護者にお知らせするものです。内容については後ほどご一読いただき、ご意見等があればお寄せ願ひします。

○井上委員長 学務課長から3項目についての報告がありました。特に伺うことがなければこれらの件は以上にとどめます。続いて、「⑧平成25年度夏季休業中の指導室事業について」の説明に入ります。

○加納指導室長 資料をご覧ください。本年度から30代の主任教諭、2年目以上になる者を対象とした「学校マネジメント講座」を実施します。夏季特別研修会の詳細についてはA3判の資料にありますが、7月23日から7月29日までと8月26日に実施します。

また、2学期以降の主な指導室関連事業については本日追加配付した資料をご覧ください。

25年度の東京駅伝の開催日程は2月9日と決まり、昨年度より早い開催になっています。

○井上委員長 この件は以上にとどめます。続いて「⑨東久留米市教育振興基本計画について」の説明をお願いします。

○林総務課長 本日お配りした差しかえの内容から説明します。33ページから34ページにかけてですが、34ページの方角性に保育園を取り上げました。41ページから44ページにかけてですが、42ページの左下のイラストを削除し、43ページの真ん中に文化財のマスコットキャラクター「たねちゃん」を入れました。

続いて、素案の冊子での変更点について説明します。今までの教育委員会での議論を踏まえ、市民を交えた懇談会でこの素案を示し、ご意見をいただきたいと思ひます。変更点ですが、「はじめに」の下段と2ページ(2)の「10年間」という表記を削除し、以下、1から11までは記載のとおり変更しています。

今回の素案に基づき次の段階に入っていきたいと思ひますので、ご指摘がございましたらばご連絡願ひます。

○井上委員長 教育振興基本計画の検討を重ねてきましたが、この素案を懇談会で示し、ご意見をいただくステップに入るといふことです。何か伺うことはありますか。

○矢部第一職務代理 20ページの「4 社会の一員としての豊かな心の育成」のところ「地域貢献の定着を図るため、夏季休業期間における活動として位置づけます」とありますが、もとは「何を夏季休業期間における活動として位置づけていたのか」があったと思ひます。上の部分を受けてこういう表現になったと思ひますが、前回までは夏季のボランティア体験のことを書いていたのかと思ひたのですが、これを読むと「清掃活動や美化活動を推進します」となっています。これを「夏季休業期間における活動」としてしまうと、地域清掃活動はいろいろな時期に各学校が行っているのに不自然だと思ひます。素案の前の計画案の中に出てきた文言が落ちてしまっていると思ひます。地域貢献で社会福祉協議会等のボランティアのことを書いていた記述が前回まではありましたので、再度ご確認願ひます。

もう一点は、これを検討している過程で、国の新しい教育振興基本計画の資料も読んでみたところ、国の方針等が東久留米の中でどのように反映され、どのように取り組まれていくのかを考えながら比較して読んでみました。例えば、「安全・安心な教育環境」というところで、学校の耐震化・老朽化対策に併せて非構造部材の耐震化が述べられていますが、これまで建築物に関しては取り組んできましたが、非構造部材をここでふれられてしまうと、それについてはどういう取り組みをしているのかと思ひ方もいると思ひます。教育振興基本計画が「5年間」のスパンとなるとすると、その検討もすべきことではないかと思ひました。

○井上委員長 私からも一言申し上げます。教育振興基本計画の骨組みに、人権尊重教育を大きな柱として位置づけていただいて大変良かったと思ひます。実際、学校でも人権尊重教育に力を入れています。そして、小・中連携教育も推進し、実績もつくってきています。また、就学相談についても地域、家庭、幼児教育との関連など、よりトータルな視点で取り組んでおり、確かな学力についても各学校で熱心に取り組んでもらっています。いずれについても市教育委員会がどのようにサポートできるかといった問題意識をもって、意見交換をしながら進めていきたいと思ひます。

続いて人事案件の報告に入りますので、教育部長、指導室長、総務課長以外の方はご退席願ひます。その前に、「その他」で報告しておくことがありましたらここで願ひます。

○加納指導室長 「欠勤等を行った東久留米市公立学校職員の取り扱いに関する要綱」の策定について報告します。この要綱は学校教育法第28条第3項等及び「東久留米市公立学校の管理運営に関する規則」第6条等の規定に基づき、市公立学校長により、欠勤等を行った市公立学校職員に対する取り扱いが適切に行われるように定めたものです。この要綱は東京都教育委員会を任命権者とする市公立学校に勤務する常勤の職員に対して、さかのぼって平成25年7月1日から適用させていただきます。なお、平成13年に同様の要綱が策定されていましたが欠勤等への対応が大幅に変わっているために廃止し、東京都教育委員会の要綱を基に新たに策定しました。

○井上委員長 それでは、ここから再度、非公開の会議とさせていただきます。「⑩東久留米市教育委員会職員の人事について」に入ります。教育部長、室長、総務課長はお残りいただき、そのほかの方はご退席願います。

(職員退席)

(公開しない会議を開く)

(公開しない会議を閉じる)

---

◎閉会の宣告

○井上委員長 以上で第7回教育委員会定例会を終了します。

(午前11時41分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成25年7月10日

委員長 井上敏博（自署）

署名委員 松本誠一（自署）